

兵庫県指令私第1003-1号

旧設置者 学校法人 夙川学院  
理事長 増谷 昇

新設置者 学校法人 須磨学園  
理事長 西 泰子

平成30年7月3日付けで申請のあった夙川学院中学校の設置者変更については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により認可します。

平成30年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県指令私第1004-9号



学校法人 須磨学園

理事長 西 泰子

平成30年7月3日付けで申請のあった学校法人須磨学園の寄附行為の変更については、私立学校法（昭和24年法律第270号）第45条第1項の規定により、認可します。

平成30年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏

